

農地台帳の閲覧・記録事項要約書交付の請求について

農業委員会は、平成27年4月1日から、農地法第52条の規定による農地に関する情報提供の一環として、農地台帳の記録事項の一部について、同条の3第1項に基づき、農地台帳の「閲覧」と「記録事項要約書交付」を行います。〔窓口公表〕

また、インターネット『全国農地ナビ』においても、農地情報や地図情報の提供を行います。〔インターネット公表〕

＜目的＞農地台帳の公表(閲覧等)は、遊休農地の解消と農地の利用集積を図るための制度です。

◆閲覧用農地台帳と農地台帳記録事項要約書の記載内容

項 目	◇窓 口 閲 覧	◇記録事項要約書
	(閲覧用農地台帳)	◇全国農地ナビ (インターネット公表)
農地の所在・地番、地目、面積	○	○
農振法、都市計画法の地域区分	○	○
所有者の氏名・名称	○	×
貸付けに関する所有者の意向	○	○
共有者氏名・名称	○	×
耕作者(賃借者)の氏名・名称	○	×
耕作者(賃借者)の整理番号	○	○
賃借権等の種類、存続期間	○	○
農地中間管理権の設定	○	○
遊休農地の措置の実施状況	○	○

◆請求方法等

- ◇農地台帳<閲覧・記録事項要約書交付>請求書・・・様式第4号
- ◇請求する農地の所在・地番を確認のうえ、閲覧等請求書の太線内を記載し、農業委員会事務局窓口に提出してください。
- ◇請求件数が10件(筆)を超える場合、閲覧等まで日時をいただくことをお願いする場合があります。

◆注意事項

- ◇所在・地番が不明な農地の閲覧等の請求はできません。
- ◇上記の制度目的以外の理由による請求はしないようお願いいたします。
- ◇市街化区域内の農地は公表(閲覧等)の対象ではありません。
- ◇閲覧用農地台帳をカメラ等で撮影することはできません。
- ◇閲覧用農地台帳を持ち帰ることはできません。
- ◇耕作者整理番号は、全国農地ナビ(インターネット公表)と異なる場合があります。
- ◇閲覧用農地台帳と農地台帳記録事項要約書は、閲覧・交付日現在、農地台帳に記録されている情報を提供するものであり、記載内容を証明するものではありません。